

難波宮跡整備計画検討委員会議開催要綱

(目的)

第1条 国指定史跡である難波宮跡附法円坂遺跡は、昭和39年に第1次指定がおこなわれて以来、史跡公園として整備をすすめてきた。史跡指定地は、随時追加指定がおこなわれており、保存整備の必要な史跡指定地は拡大している。この史跡指定地について時宜にかなった適切な保存整備と活用の計画策定等をおこなうために、専門的な与件を得ることを目的として、「難波宮跡整備計画検討委員会議」（以下、「会議」という）を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験者、有識者の中から教育委員会教育長が委嘱する。

(会議の運営)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 会議の庶務は教育委員会事務局において処理する。

(開催期間)

第5条 会議は、概ね2年間開催する。

附 則

1 この改正は、平成24年3月1日から施行する。

2 改正前の難波宮跡整備計画委員会設置要綱第2条の規定により委嘱された委員は、改正後難波宮跡整備計画委員会議開催要綱第2条の規定により委嘱された委員とみなす。

附 則

この要綱は平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。